

「特定投資家制度」の「期限日」のお知らせ

株式会社東和銀行では、金融商品取引法上の「特定投資家制度」における「期限日」を次のとおりとさせていただきます。

特定投資家制度の期限日：毎年12月31日（銀行休業日の場合も変更しません）

1. 特定投資家制度について

金融商品取引法では、お客さまを「特定投資家」と特定投資家以外の「一般投資家」に区分して、金融商品の勧誘・販売を行うという「特定投資家制度」が導入されました。本制度では、お客さまが「特定投資家」である場合には、一定の行為規制が適用除外となるなど柔軟化が図られています。

2. 期限日について

特定投資家制度では、一定要件のもと、契約の種類ごとに、特定投資家のお客さまが一般投資家に移行したり、一般投資家のお客さまが特定投資家に移行することが認められています。

当行では、「一般投資家」から「特定投資家」への移行のお申し出に対する期限日を、移行の承諾を行った日の後最初に到来する12月31日（銀行休業日の場合も変更しません）とさせていただきます。なお、承諾日以降いつでも、自己を再び「一般投資家」として取り扱うよう申し出ることができます。また、期限日後は、更新のお申し出のない限り、移行前の「一般投資家」としてのお取扱いに戻ることになります。

「特定投資家」から「一般投資家」へ移行した場合は、特に期限日はなく、特定投資家へ復帰のお申し出がない限り「一般投資家」としてのお取扱いになります。

以上